

京都市告示第 7 2 1 号

昭和 6 2 年 3 月 3 1 日付け京都市告示第 2 8 3 号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和 5 年 3 月 2 7 日

京都市長 門 川 大 作

表中

「

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇治淀線	伏見区淀美豆町389番地地先から 同区淀際目町235番地の 3 地先まで	旧	メートル 732.30	メートル 3.60 ～46.40
		新	964.40	3.20 ～54.10

」

を

「

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇治淀線	伏見区淀際目町184番地地先から 同区淀美豆町378番地の 1 地先まで	旧	メートル 732.30	メートル 3.60 ～46.40
		新	964.40	3.20 ～54.10

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)